

東北福祉大学の生成 AI の利用ガイドライン

第 1 版（2024 年 9 月公開）

1 ガイドラインの目的

このガイドラインは東北福祉大学（以下「本学」という）の教職員や学生の皆様が ChatGPT などの生成 AI を利用する際に注意すべき事項をまとめたものです。生成 AI はさまざまな作業の効率化や新しいアイデア出し、語学学修などの場面で役立つ反面、生成 AI に入力する内容や生成された生成物の利用方法によっては、法令に違反したり、他者の権利を侵害したりする可能性がありますので、十分な注意が必要です。利用に際しては、本ガイドラインを熟読いただき、安全かつ責任ある生成 AI 利用を心がけてください。

2 本学において生成 AI の利用が禁止される行為

本学では、①他者の著作物^{※1}を使用して二次的著作物を生成し、それを自分のものと主張すること、②その上で行われるあらゆる行為^{※2}に関する業務・用途での生成 AI の利用を禁止します。

以下に、生成 AI の利用において本学で禁止される具体的な行為を挙げます。

(1) 生成 AI の回答をコピー & ペーストしたのみで学位論文やレポートなどを作成して提出すること

本学において学位論文やレポートなどは学生本人が作成することを前提としています。ただし、指導教員の指導の元でアイデア出しや文書添削、学修用ツールとしての活用は認められます。また、論文やレポート、プレゼンテーションの作成時に生成 AI を利用した場合は『生成 AI を利用した』ことを明記してください。具体的な記載の仕方は『生成 AI を利用する際の出典記載方法ガイドライン』を参考にしてください。

(2) 生成 AI の生成物をそのまま自己またはグループの成果物や作品として応募・投稿（SNS 含む）すること

生成 AI の生成物には他者の著作物の内容が意図せず含まれる場合があり、SNS（Social Networking Service）を含めて、それに気付かず自己の成果物・作品として、応募や投稿をしてしまうと盗作（他人の作品の全部または一部を自分のものとして無断で使うこと）や剽窃（他人の著作から文章、図表、語句、話の筋、思想などを盗み、自作の中に自分のものとして用いること）に該当し、著作権侵害として法的に罰せられる可能性があります。また、成果物・作品の制作時に生成 AI を利用した場合は『生成 AI を利用した』ことを明記してください。具体的な記載の仕方は『生成 AI を利用する際の出典記載方法ガイドライン』を参考にしてください。

(3) 個人情報^{2,3}やプライバシー⁴、成績、要機密に関する情報をプロンプトに入力すること

入力した文章（質問）は生成 AI のシステムに蓄積され、AI の進歩や次世代 AI の開発に利用される可能性があります。また、原理的には質問内容を第三者が引き出すことが可能です。なお、要機密に関する情報には業務で知り得た機密情報、研究データ、未公開の論文、未公開の発明内容、研究費などの申請内容、入学試験問題の原稿、個人情報、成績 など⁵が該当します。

(4) AI の回答に個人やプライバシーに関する情報が含まれている場合、その回答の利用すること

(3) とは逆に生成 AI の回答に個人情報やプライバシーに関する情報が意図せずに含まれる可能性があり、それを利用することでプライバシー⁴の侵害となり罰せられる可能性があります。

※1：著作物：著作権法第二章第一節に規定されているものを指し、代表的な例としては、発表論文、小説、絵画、音楽など芸術文化作品 等があげられます

※2：他人の著作物を入力情報に用いない場合、文面や画像案の検討等、生成物自体を利用せず参考とする場合、或いは、作業負荷軽減のための一時的な利用については、この禁止事項に該当しません。但し、後述の著作権法や商標法、意匠法などの規定に抵触していないか、文化庁や内閣府からの情報を十分に確認してください。

本ガイドラインの構成

生成 AI はいずれのサービスも基本的に

- ① 利用者が何らかのデータ（質問）を入力して送信
- ② AI が何らかの処理（保管、解析、生成、学習、再提供等）を行い、回答（生成物）を作成
- ③ 利用者がその回答（生成物）を取得し、利用

という構成になっています。そのため、以下では、

3 データ入力の際に注意すべき事項

4 回答（生成物）を利用する際に注意すべき事項

の2つに分けて注意点を説明します。

3 データ入力に際して注意すべき事項

生成 AI に入力するデータ（質問）は多種多様なものが想定されますが、知的財産権の処理の必要性や法規制の遵守という観点からは、以降の種類のデータを入力する場合、特に注意が必要です。ただし、2024 年 4 月現在、総じて「本学において生成 AI の利用が禁止される行為」で示した「個人情報」「機密情報」などに類するデータを入力しなければ、入力（質問）行為で問題が生じる可能性は極めて低いです。以下では、学修や業務での入力が想定される内容について説明します。

- (1) 第三者が著作権を有しているデータ（他人が作成した文章・画像 等）

原則として、単に生成 AI に他人の著作物を入力するだけの行為は著作権侵害に該当しません。ただし、私的使用の範囲を超える場合は注意が必要です⁶。

もっとも、入力する他人の著作物と同一ないしは類似する物の生成を目的とする場合は著作権侵害となります。また、生成されたデータ（回答）が入力したデータや既存のデータ（著作物）と同一ないしは類似している場合、**当該生成物の利用は当該著作物の著作権侵害に該当する可能性があります**ので注意が必要です。具体的には「4 (2) 生成物を利用する行為が誰かの既存の権利を侵害する可能性がある」の部分を参照してください。

また、別の観点として、2024 年 4 月現在、ファインチューニング⁷や転移学習⁷による独自 AI の作成やプロンプト・エンジニアリング⁸のために他者の著作物を利用することは原則として著作権侵害に該当しない⁹と考えられています。

(2) 登録商標・意匠（ロゴやデザイン）

商標や意匠として登録されているロゴ・デザイン等を生成 AI に入力する行為は商標権侵害や意匠権侵害に該当しません。しかし、これは著作物と同様、あくまで「入力行為」に関してであり、生成物の利用に際しては注意が必要です。すなわち、故意に、あるいは偶然生成された他者の登録商標・意匠と同一ないしは類似の商標・意匠を利用する行為は商標権侵害や意匠権侵害に該当する可能性があります。そのため、生成物を利用する場合には十分な調査が必要です。

(3) 著名人の顔写真や氏名

著名人の顔写真や氏名を生成 AI に入力する行為は当該著名人が有しているパブリシティ権の侵害には該当しません。しかし、生成 AI からの生成物における著名人の氏名、肖像等について、それらを利用する行為はパブリシティ権侵害に該当する可能性があります。そのため、それらの利用を禁止します。

(4) 個人情報

たとえば、皆さんの利用が想定される ChatGPT においては入力したデータ（質問）は拒否設定しない限り、OpenAI 社の AI 開発に利用されることになっています。したがって、ChatGPT に個人情報（個人の氏名・住所 等）を入力する場合、該当個人情報により特定される本人および、それにより特定される可能性のあるすべての人の入力同意を取得する必要がありますが、現実的には不可能です。そのため、「[本学において生成 AI の利用が禁止される行為](#)」で明記したように個人情報を入力しないください。

(5) 他社から秘密保持義務を課されて開示された秘密情報

外部事業者が提供する生成 AI に、他社との間で秘密保持契約（NDA）などを締結して取得した秘密情報を入力する行為は、生成 AI 提供者という「第三者」に秘密情報を「開示」することにあたるため、NDA に反する可能性があります。そのため「[本学において生成 AI の利用が禁止される行為](#)」で明記したように秘密情報は入力しないください。

(6) 本学の機密情報

入力した情報は他の生成 AI 利用者の回答に反映されることにより情報が漏洩する恐れがあります。そのため、本学の機密情報（ノウハウ 等）を生成 AI 入力した場合、生成 AI の処理内容や規約の内容によっては当該機密情報が法律上保護されなくなったり特許出願ができなくなったりしてしまうリスクがあります。したがって、「[本学において生成 AI の利用が禁止される行為](#)」で明記したように入力しないください。

4 回答（生成物）を利用するに際して注意すべき事項

生成 AI から生成されるものには多種多様な内容が含まれます。先に述べたように、生成 AI への入力については「個人情報」「機密情報」などに類するデータを入力しなければ問題が生じる可能性は極めて低いですが、生成物の利用時には十分な注意が必要です。以下では、生成物を利用する際の留意点について説明します。

(1) 生成物の内容に虚偽が含まれる可能性

皆さんの利用が想定される ChatGPT を含め、大規模言語モデル（LLM）の原理は「ある単語の次に用いられる可能性が確率的に最も高い単語」を見出して並べるといもので、その連なりによりもっともらしい文章を作成します。したがって、出力される内容は正確性や信頼性よりも単語の登場確率、すなわち、文章としての妥当性が重視されています。そのため、生成内容には虚偽や幻覚（ハルシネーション（hallucination））が含まれる可能性が極めて高いです。このような生成 AI の限界を把握し、生成物の内容は鵜呑みにせず、必ず根拠や裏付けを自ら確認し、その上で加筆・修正して利用してください。

(2) 生成物を利用する行為が他者の既存の権利を侵害する可能性

① 著作権侵害

生成 AI からの生成物が、既存の著作物と同一ないしは類似している場合、当該生成物を利用（複製や配信・公開、応募、投稿 等）する行為が著作権侵害に該当する可能性があります。そのため、私的使用（著作権法 30 条 1 項柱書）を超えて生成 AI を利用する場合⁶、以下の留意事項を遵守してください。

i. プロンプトを入力する際、既存著作物、作家名、作品の名称を入力しない

ii. 特に、生成物を「利用」（配信・公開、応募、投稿 等）する場合、生成物が既存著作物に類似していないかの調査を十分に行う（検索エンジンで類似のものがなければ検索するなど）

iii. 特定の作者や作家の作品のみを学習させている特化型生成 AI は利用しない

② 商標権・意匠権侵害

特に、Adobe 社の Firefly¹⁰ や Stable AI 社の Stable Diffusion¹¹、や Midjourney¹² といった画像生成 AI を利用して生成した画像や生成 AI を利用して生成したキャッチコピーなどを商品ロゴや広告宣伝などに利用する際、それらが、他者が権利を有している既存の商標権・意匠と同一ないしは類似している場合に登録商標権や登録意匠権を侵害する可能性があります。そのため、生成物が既存著作物と同一ないしは類似しないかの調査に加えて、登録商標・登録意匠の調査も十分に行ってください。

③ 虚偽の個人情報・名誉毀損等

ChatGPT などの生成 AI は、個人に関して虚偽の情報を生成する可能性があります。生成された虚偽の個人情報を利用・提供する行為は、個人情報保護法違反（法 19 条、20 条違反）や、名誉毀損・信用毀損に該当する可能性があります。そのため、「[本学において生成 AI の利用が禁止される行為](#)」で明記したように生成された個人情報は利用しないでください。

(3) 制作物について著作権が発生しない可能性

仮に生成 AI からの生成物に著作権が発生しないとすると、当該生成物は基本的に第三者に模倣され放題ということになります。このことは自らの創作物として権利の保護を必要とする個人や組織にとっては大きな問題となります。この論点については、2024 年 4 月現在、生成 AI を利用しての創作活動に人間の「創作的寄与」があるか否かによって結論が分かれています。したがって、生成物をそのまま利用することは避け、加筆・修正してください。

(4) 生成物を商用利用できない可能性

生成 AI により生成した生成物を商用で利用する場合、当該生成物を商用利用できるかが問題となりますので注意してください。なお、この論点は利用する生成 AI の利用規約により結論が左右されますので十分に確認してください。ま

た、生成 AI からの生成物を利用していることの明示は商用利用の際にも必要です。

(5) 生成 AI のポリシー上の制限に注意

生成 AI においては、これまで説明してきたリスク（主として法令上の制限）以外にも、サービスのポリシー上独自の制限を設けていることがあります。例えば、ChatGPT を利用する場合は以下の点に注意してください。

Usage Policies¹³ において「Adult content, adult industries, and dating apps（アダルトコンテンツ、アダルト産業、出会い系アプリ）」「Engaging in the unauthorized practice of law, or offering tailored legal advice without a qualified person reviewing the information（許可なく法律実務を行うこと、または資格のある人が情報をレビューしないままに特定の法的助言を提供すること）」などの具体的禁止項目が定められています。

(6) 生成 AI を利用したことの明示

OpenAI 社では ChatGPT などを利用して生成されたコンテンツを公開する際には、生成 AI を利用したことを明示することが定められています¹³。この情報提供は生成 AI が使用されていること、および、その潜在的な限界を知らせる免責事項をユーザに提供するとともに、生成 AI 利用の透明性を確保するために必要不可欠なことです。そのため、生成 AI を利用した場合には『生成 AI を利用する際の出典記載方法ガイドライン』を参考にその利用を明示することを遵守してください。

(7) ファクトチェック等の実施

(1) で説明したように生成 AI からの回答には虚偽やハルシネーションが含まれている場合があります。したがって、生成 AI からの生成物を利用する際は**利用者の責任の下で十分なファクトチェックを行ってください。**

また、(2) で説明したように生成 AI からの生成物が著作物と同一ないしは類似している場合、その生成物を使用することで他者の著作権を侵害する可能性がありますので、**利用者の責任の下で既存著作物に類似しないかの十分な調査に加えて、登録商標・登録意匠の調査も十分に行ってください。**

7 補足

本ガイドラインは一般社団法人 日本ディープラーニング協会が公開している『生成 AI の利用ガイドライン』¹³ を参考にして、2024 年 4 月時点での情報で作成されており、法的効力はありません。また、今後、法改正や技術の進展に応じて継続的に改訂していきます。

参考情報

1. 柿沼太一. “生成 AI の利用ガイドライン作成のための手引き”. STORIA 法律事務所. 2023-04-28.
<https://storialaw.jp/blog/9414>, (参照 2024-05-31).
2. 総務省. “個人情報保護法”. 総務省.
https://www.soumu.go.jp/menu_sinsei/kojin_jyouhou/index.html, (参照 2024-05-31).
3. 内閣府大臣官房政府広報室. “「個人情報保護法」をわかりやすく解説 個人情報の取扱いルールとは?”. 政府広報オンライン. 2022-08-05. <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201703/1.html>, (参照 2024-05-31).
4. プライバシーの具体例には以下のようなものがあります
 - ・ 個人識別情報 (PII: Personally Identifiable Information)
名前、住所、電話番号、メールアドレスなど、個人を特定できる情報
参考: NIST Special Publication 800-122
 - ・ センシティブ情報
社会保障番号、運転免許証番号、パスポート番号、金融情報 (クレジットカード番号、銀行口座番号) など、特に保護が必要な情報
参考: EU General Data Protection Regulation (GDPR) Article 9
 - ・ 健康情報
診療記録、健康診断結果、病歴、遺伝情報など、健康に関する情報
参考: Health Insurance Portability and Accountability Act (HIPAA)
 - ・ 生体情報
指紋、顔認識データ、声紋、虹彩認識データなど、個人の身体的特徴に基づく情報
参考: Biometric Information Privacy Act (BIPA)
 - ・ 行動情報
ウェブサイトの閲覧履歴、購買履歴、位置情報など、個人の行動に関する情報
参考: California Consumer Privacy Act (CCPA)
 - ・ 通信内容
メール、メッセージ、通話記録など、個人の通信に関する情報
参考: Electronic Communications Privacy Act (ECPA)
 - ・ 子供の情報
13 歳未満の子供に関する情報
参考: Children's Online Privacy Protection Act (COPPA)
5. 本学で機密情報として定義されているものは以下になります。
 - ・ 個人情報 (学校法人梅檀学園個人情報保護規程)
 - ・ 営業秘密 (学校法人梅檀学園東北福祉大学営業秘密管理ポリシー)
 - ・ 情報資産の重要度分類で I ～ III までのもの (情報セキュリティ対策基本規程)
 - ・ 他者から秘密保持義務を課されて開示された機密情報

なお、学生は本学園の個人情報保護規程での取扱者の対象とはなっておりませんが、サークルなど

の団体は個人情報保護法の対象にはなっていますので、注意してください。

また、政府広報オンライン、『「個人情報保護法」をわかりやすく解説 個人情報の取扱いルールとは？』, <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201703/1.html#SnippetTab> (参照 2024-06-20) も参考にしてください。

6. 「著作権法 30 条 1 項柱書」では、著作物の私的使用のための複製は著作権侵害にはならないとされています。しかし、個人や家庭内での限定的な利用を超えて、広範な公開、商業利用、業務上の利用など、他者に影響を与えたり、利益を得たりする行為が含まれているため、以下のような行為は私的使用の範囲を超えると考えられます。
 - ・ 業務上の利用：個人的な楽しみや学習ではなく、業務上の目的で生成 AI に著作物を入力し、複製物を作成する場合
 - ・ 生成物・複製物の販売や配布：生成 AI を使って作成した生成物や複製物を販売したり、不特定多数の人に配布したりする場合
 - ・ 営利目的の利用：営利目的で生成 AI に著作物を入力し、生成物や複製物を作成する場合
7. ファインチューニングや転移学習は人工知能における「知識の再利用」と言われます。大まかには、AI が既に学んだ知識を利用して新しいことを学ぶ手法で、ファインチューニングにおいては既に調整されている AI を目的に合わせて、少ない量の新データを加えて調整し直します。それに対して、転移学習においては、既に調整された AI を別の関連する用途に活用します。具体例を挙げると、沢山の動物の画像データから動物の種類を判断可能に調整された AI があるとして、この AI に少しだけ犬の画像データを追加して調整し直し、犬の品種も判断可能に調整することがファインチューニングに当たります。一方、動物の種類を判断できるよう調整された AI から動物が画像に写っているかを判断する AI を作るのが転移学習です。
8. プロンプト・エンジニアリングとは、生成 AI においてより精度の高い出力を生成させるために、利用者の指示文（プロンプト）を補完したり加工したりする行為などを指します。当該行為自体が「情報解析」「非享受利用」に該当する、あるいは生成 AI における出力の生成に「必要と認められる限度」の行為として、著作権法 30 条の 4 により適法ではないかと考えられています。
9. 著作権法 30 条の 4 の「情報解析」非享受利用」
10. Adobe. “Adobe Firefly”. Adobe. <https://www.adobe.com/jp/products/firefly.html>, (参照 2024-05-31).
11. Stability AI. “Stable Diffusion”. Stability AI. <https://ja.stability.ai/stable-diffusion>, (参照 2024-05-31).
12. Midjourney. Midjourney. <https://www.midjourney.com/home>, (参照 2024-05-31).
13. OpenAI. “Usage Policies.” OpenAI. <https://openai.com/policies/usage-policies>, (参照 2024-05-31).
14. 日本ディープラーニング協会, 2023, 『生成AIの利用ガイドライン【簡易解説付】(2023年5月公開)』, <https://www.jdla.org/document>, (参照 2024-05-31).